

5分の4以上必要？

労使委員会の規程変更

問

労使委員会について、定例の委員会の開催月を変更するため、運営規程を改定します。これも5分の4以上の賛成が必要ですか。過半数では問題ありますか。

法令上は同意を求めるのみ

答

労使委員会の設置に際し、充足すべき要件の1つとして、運営規程を定めることが挙げられています（労基則24条の2の4第4項）。具体的には、労使委員会の招集（定例の委員会の開催月など）、定足数、議事その他労使委員会の運営について必要な事項です。労使委員会の出席者の5分の4以上の多数による議決が求められる事項には、対象業務など労基法38条の4第1項で定めるものや、時間外および休日労働関係など同条第5項で示すものなどがあります。一方、運営規程については、労使委員会の同意を得なければならないとしていますが、委員の5分の4以上の多数による議決によることは法令および指針上求められていません（平12.1.1基発1号）。過半数の同意でも問題ないといえます（安西愈「新しい労使関係のための労働時間・休日・休暇の法律実務」）。